

# 犯罪収益移転防止法における古物商及び質屋の義務等について

## 貴金属等の売買を行う古物商及び質屋のみなさんへ

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)の規定により、古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商(以下「特定古物商」という。)及び流質物である貴金属等の売却を行う質屋(以下「特定質屋」という。)のみなさんは、本人特定事項の確認や疑わしい取引の届出の義務等が課せられています。

### ◇貴金属等とは



犯罪収益移転防止法の対象となる「貴金属等」とは、以下の物をいいます。

- ① 金、白金、銀及びこれらの合金(貴金属)
- ② ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠(宝石)
- ③ ①及び②の製品

### ◇特定古物商及び特定質屋の義務(取引時の確認事項等が追加)

犯罪収益移転防止法の規定により、特定古物商及び特定質屋は、200万円を超える金属等の現金取引を行う際、下記の義務が課せられます。(赤字の箇所が改正事項)

- ① 取引時確認
  - ◎ 本人特定事項
    - ・ 氏名、住所、生年月日(個人)
    - ・ 名称、所在地(法人)
  - ◎ **取引を行う目的**
  - ◎ **職業(個人)又は事業の内容(法人)**
  - ◎ **実質的支配者**
    - ・ **25%を超える議決権を有する者等(法人)**
  - ◎ **資産及び収入の状況**
    - ・ **ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る**
- ② 確認記録の作成・保存(7年間保存)
- ③ 取引記録等の作成・保存(7年間保存)
- ④ 疑わしい取引の届出
- ⑤ **取引時確認等を的確に行うための措置**



## ◇ハイリスク取引とは

ハイリスク取引とは、通常の取引に比べ、マネー・ローンダリングに利用されるリスクが特に高い取引のことをいいます。具体的には、次に該当する取引をいいます。

◎過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

◎過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

◎特定国等（イラン・北朝鮮）に居住、所在する者との取引

また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要となります。

## ◇犯罪収益移転防止法の詳細(取引時の確認事項とその書類等)について

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス(<http://www.npa.go.jp/>)

## ◇疑わしい取引の届出に関するガイドライン

疑わしい取引に該当するか否かの判断については、古物商及び質屋(宝石・貴金属等取扱事業者)における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)【PDFファイル】を参考にしてください。

## ◇疑わしい取引の届出方法について

◎文書等による届出の場合

福島県公安委員会(営業所を管轄する警察署)

◎インターネット利用による届出の場合

電子政府の総合窓口のホームページから必要事項を入力し、送信してください。

ホームページアドレス(<http://www.e-gov.go.jp/>)

## ◇タリバン関係者等と関連すると疑われる取引の届出

タリバン関係者等のテロリストを定めた外務省告示に掲載されている個人及び団体との関係が疑われる取引については、疑わしい取引として届出が必要になります。

リストについては、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)のホームページに掲載され、随時更新されていますので、ご確認ください。

ホームページアドレス(<http://www.npa.go.jp/>)

問い合わせ先  
福島県警察本部生活安全企画課  
生活安全指導第一係  
電話番号 024-522-2151  
(内線702-3314)

## 古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）

### 1 全般的な注意事項

2 から 4 までの事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものが届出の対象となることに注意する必要があります。

### 2 顧客からの買取り時に着目した事例

- (1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (2) 同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない高額 of 宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (4) 売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合  
(例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合)
- (5) 売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でもいとわない場合
- (6) 多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合

### 3 顧客に対する売却時に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合
- (2) 1 回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合
- (4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合
- (5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合

#### **4 その他の事例**

- (1) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合
- (4) 法人の実態がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合又は本人確認書類等に記載された本人特定事項（名称、所在地等）に虚偽の疑いがある場合
- (5) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求められたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合
- (6) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合
- (7) 犯罪収益移転防止管理官（ ）その他の公的機関等から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合  
（ ）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（ J A F I C ）